

京都市告示第100号

京都市障害者教養文化・体育会館の指定管理者である公益財団法人京都市障害者スポーツ協会から、京都市障害者教養文化・体育会館条例第4条の規定に基づき、施設の臨時閉館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年5月7日

京都市長 門川 大作

臨時閉館する日

令和2年5月7日（木）から同月31日（日）まで

(保健福祉局障害保健福祉推進室)